

令和7年12月

重度訪問介護事業者の皆さん

病院等に入院中の重度訪問介護の利用について

1 制度概要

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の方については、入院又は入所中の病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）においても、原則90日を上限として重度訪問介護を利用できることとされています。

なお、令和6年4月から、要件が区分4以上の方にも緩和されました。

2 対象者

①と②のいずれにも該当する方で、かつ下記3の支援の必要性がある方

① 障害支援区分4～6以上

② 病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた方

3 支援の必要性

当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護の提供を行います。具体的には、下記ア、イの支援の必要性がある方等を対象とします。

ア 意思疎通の支援の必要性

- ・発語が困難な方
- ・知的障害により意思疎通支援が必要な方 等

イ 介護方法の伝達の必要性

- ・特殊な介護方法等が必要となるため、本人だけでは医療従事者に介護方法等が説明できない場合。

4 具体的な支援内容

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付が行われることを踏まえ、利用者が病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援等を基本とする。

- ・利用者が病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援（例：文字盤の設置、利用者の代わりにナースコールを押す）
- ・利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、病院等での適切な対応につなげる。
- ・意思疎通支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、ヘルパーが病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される。
- ・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

5 サービス提供に当たっての留意点

・事前の相談について

入院中の利用が見込まれる場合、事前に当課へご相談ください（電話連絡可）。

急な入院で事前の連絡が難しい場合も、可能な限り早めにご連絡ください。

・重度訪問介護従業者による、病院等において行われるべき支援の代替について

国の留意事項通知において、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことが報酬算定上の要件とされており、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整したうえで行う必要があると示されています。そのため、支援に入る重度訪問介護事業者は、病院等との十分な調整のもと、病院等側から必要として求められた意思疎通の支援等を行い、看護等の代替となるような支援については行わないよう留意してください。

・支給量について

原則、現在の支給量の範囲内での利用を想定しています。

・90日を超えて支援を行う場合の算定について

入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合については、市が認めた場合に限り、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定します。なお、90日を超える利用にあたっては、市が30日ごとに重度訪問介護利用の必要性について、認めることが条件となります。

・入院時支援連携加算について

入院時支援連携加算については、重度訪問介護従業者が入院又は入所前に病院等を訪問し、訪問時に情報提供書による事前調整を行うことが要件となります。入院時情報提供書は、当該利用者及び家族の同意のうえ当課及び病院等にご提出ください。

※本通知について、国から制度の詳細が示された場合には、随時内容を追加いたします。

6 提出先及び問合せ先

〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28

武藏野市 健康福祉部障害者福祉課 基幹相談支援センター

TEL: 0422-60-1847

受付時間：平日 8:30～17:00